

官民競争入札等監理委員会
第51回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第51回 官民競争入札等監理委員会 議事次第

日時:平成21年7月30日(木) 15:00~17:11

場所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 審 議

- 議題1 構想日本 加藤代表との意見交換
- 議題2 刑事施設関連業務に係る措置に関する計画(案)について
- 議題3 登記関連業務に係る措置に関する計画の改定(案)について
- 議題4 実施要項(案)について
 - ・登記簿等の公開に関する事務
- 議題5 各府省見直し案に関する今後の進め方について

3. 閉 会

<出席者>

(委 員)

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、小林委員、近藤委員、前原委員、吉野委員、渡邊委員

(事務局)

藤岡内閣府審議官、佐久間官民競争入札等監理委員会事務局長、上野参事官、森丘参事官、山西参事官、山谷企画官

○落合委員長 それでは、定刻になりましたので、51回になりますけれども「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきたいと思います。

まず、事務局の方で異動がございました。関参事官の後任として上野参事官、森山参事官の後任として山西参事官がそれぞれ着任されておられますので、ごあいさつをお願いしたいと思います。

○上野参事官 上野でございます。よろしくお願い申し上げます。

○山西参事官 山西でございます。よろしくお願いいたします。

○落合委員長 それでは、本日の議題に移りたいと思いますが、議題は議事次第にありますとおりでございますけれども、そのうち5番目につきましては、委員同士による率直かつ自由な意見交換をしたいということで「官民競争入札等監理委員会運営規則第5条」の規定に基づきまして、会議を非公開ということにいたしました。後日、議事要旨を公開することにさせていただきたいと思います。

それでは、最初の議題でありますけれども、行政の「事業仕分け」等、独自の視点から政策提言を行っておられる構想日本からお話を伺って、今後の監理委員会の取組の参考にさせていただきたいということで、構想日本の加藤代表にお越しいただいております。

まず、加藤代表からお話を伺ったあと、各委員との間で意見交換をさせていただくという順序で行いたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○加藤代表 構想日本の加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。30分ぐらいいいですか。

○落合委員長 どうぞ。

○加藤代表 お手元に資料を配っていただきました。資料1のクリップを取っていただきますと横長の資料1というものと、もう一つ、何もタイトルが書いていないですけども事業シートというものが後ろに付いていると思います。この資料1を中心にして話をしたいと思います。

構想日本は、もうスタートして今年で13年に入ります。日本でいわゆる、パブリックな分野で政策提言をするシンクタンクというものは、私は今の時点でも余りないのではないかと思います。やはりそういうものがあつた方がいいのではないかと考えて、13年ほど前から活動を始めました。その中で、私の得意分野として行政とか財政の話を中心にして、いろいろ考えてきました。

いろいろな分野のことをやればやるほど、例えば行革であれば、過去、土光臨調以来ですと何十年に渡つてですけども、つい最近、橋本行革から考えても、行政改革、財政改革あるいは地方分権に関連するような様々な委員会、あるいはそこから出される報告というものは膨大なものになりますし、では実態はどれぐらい変わったかという、やはりなかなか変わっていないということだと思います。

私はこれに関する行政コストだけでも莫大なものであつて、私も元は霞が関で働いておりましたけれども、役所の人もある程度こういう作業からそろそろ解放してやらないとかわいそうだし、日本国民にとつてもこれは余り国益に沿わないわけですから、何か有効なやり方はないかと随分議論したり考えたりしました。

その中で、結局一番初歩的で単純な作業に落ち着いたものが、この事業仕分けです。別に先進的

な理論でも何でもありません。現場でやっていることを1個ずつ拾い上げて見直していく、洗い直していく。洗い直していく際に、今やっている事業を担当者からやっている趣旨、目的あるいは役所で把握している効果を聞いて、その上でそれに対して、我々があらかじめ現場の人から聞いた話をぶつけていって、それは現場ではこうみたいですよ、実態と違うのではないんですか、ここはどうなんですかというような質問をしていって、それで最終的に議論を通して、必要か必要でないか、必要だとしても今やっているところでやる必要があるのか、今、それを県でやっているとするれば県である必要があるのか、市に移管した方がいいのではないか、逆に国に持って行った方がいいのではないか、あるいは民間でやった方がいいのではないかということをして仕分けていくという作業です。

ですから、極めて原始的と言えば原始的ですけども、結局これをやっていくことが、初歩的なんですけども、抽象的な議論を繰り返すよりは結果的にはるかに効率が良くて、直ちに決着がつく。これはそういう作業です。私はそういうことを実感しております。

横長のパワーポイントのレジュメの6ページを見ていただけますでしょうか。これが今までに事業仕分けをやってきた、言わば年表風にまとめたものです。最初に2002年に岐阜県で始めました。当初はこの県名でわかりますように、当時改革派知事と呼ばれた人たちが知事をしているところで、私が知事を口説いてトップダウンでやろうということになりました。

2008年以降は加速度的に増えております。いろいろな事情があったんだと思います。だんだん浸透してきたということ、効果があるということが評価されてきたということです。それに加えて、自治体の財政状況が急激に悪くなってきた。だから、自治体自身がどうにかしないといけないという状況で迫られてきた。ですから、当初は私が首長を口説いてやっていたわけですけども、最近ほとんど向こうから来ます。向こうからというのは、職員であったり市長さん、知事であったりあるいは最近では議会の地方議員からも来ます。

そういう中でちょうど1年前ですけども、昨年、後半、文科省、環境省、財務省、外務省プラスODAの4つについて、自民党の無駄撲滅チームの河野太郎班と一緒に事業仕分けをやりました。

また、数か月前に今度は民主党が、これはやや趣旨が明確ではなかったわけなんですけど、全省について政権を取ったときのための予行演習だったのかなと、今はそんな感じがしておりますけれども、全省から5、6事業ずつピックアップして、それをやりたいということでやりました。

正直言ってこれはやや中途半端な形ではありましたが、形の上では事業仕分け的なことをやりました。今月から来月、再来月、10月ぐらいまではほとんど毎週のようにやっております。最近で言えば、千葉、奈良、静岡県といった、まだ着任間もない首長さんから、マニフェストに掲げたので是非協力してほしいという話も来ております。

大体どんなことかということをお説明します。その資料の3ページと5ページは実は同じことを書いているわけなんですけど、3ページ目のこの写真が、少し見にくいんですけど、事業仕分けをやっている風景です。こんなに大きくはないんですけども、この半分ぐらいの机で、片方に県であれ市であれあるいは国であれ、担当者の方が説明者として中にいます。それを1班7、8人ぐらいの、我々はこれを仕分け人と呼んでいますけれども、仕分けグループが入って質問をしながら進めていく。最近は大体、1事業当たり30～50分ぐらいの時間をかけて、割合じっくりと議論をします。

先ほどの6ページの年表で見ると、一番上の矢印のところに「全事業仕分け」「選択事業仕分け」とあります。当初始めたころは、県であれば5,000~7,000事業ぐらいあります。それを2泊3日ぐらいで全部やっていました。どうしても1事業5分ぐらいで、かなり雑なものになります。それはそれでいろいろなものが見えてきます。

例えば、次の7ページを開けていただきますと、全事業仕分けをやると大体要らない比率はこれぐらいか、あるいは県なら県で、市なら市で引き続きやったらいいというものがあるが6~7割か、他はどこかに持って行った方がいいと、そういう比率がわかるというメリットがあります。対極的な把握ができます。

それ以降、2004年以降はほとんどが全事業ではなくて、多い時には100事業、少ないときには数十事業をピックアップして、例えばそのまま次の予算査定に使えるような中身のある議論をしています。最近はそういうことで数を絞ってやっています。

先ほどに戻りますと、議論を担当者と我々仕分け人の中でやっていくわけですが、そのときに幾つかの原則があります。その原則が書いてあるところが3ページと5ページですが、まず5ページの方で見えていきますと、外部の目です。これは我々仕分けチームのことを言っているわけです。やはり中の人だけでやると、どうしても予算を付けた当人及び同じお役所の人でやるわけですから、どうしてもこれは、そもそも要らないのではないかという議論はなかなか出てこない。ですから、外部の目で仕分けるということは非常に大事なところなんです。

それから、次が、これが公務員にとっては最もしんどいところですけども、公開の場で必ず議論をするということが鉄則です。公開の場というものは、傍聴者及びマスコミを含めてです。多い時には数百人來ます。私はこれ自体がなかなかいい効果を生んでいると思います。傍聴者の中にはいろいろな人が來ますけれども、真面目に聞いてくれる人は、やはり当事者意識を必ず持つという効果があります。遠いところでお役所を見ていると、テレビのコメンテーターのような無責任な批判かあるいは過剰な期待のどちらかなんです。

ただ、こういう具体的な議論を聞いていると、必ず、我々ももう少しよく考えないといけないという感想を書いてくれる人が、かなりの割合で出てきます。

それから、3番目が、そもそもという意味は、お互い仕分け人の立場であれ、あるいは説明する立場であれ、今、ここでやっている事業がそもそもこの町にとって、住民にとって必要なかどうか、あるいは国の事業であれば国民にとって必要かどうかということを議論しましょう。こういう制度があるからやることになっているとか、国から言われているからとか、あるいは20年前からやっているからとかは一切離れようという意味です。

それから、4番目が簡単なようで意外に難しいのが、事業の名称ではなく具体的な事業内容で判断するということです。スタートしたところですけども、私は岩手県に行って、青少年育成事業という小さい1,000万ほどの事業がありました。何をやっているんですかと聞いたところ、小学生たちを公園に連れて行ってポニーに乗せているということでした。それをよほど余裕があるならともかく、県でもやらなくてもいいのではないですかという質問をしたところ、県の担当者は、いや、青少年の育成は県がやるべき大変重要な仕事だという答えが返ってきました。いや、青少年育成は

勿論大事なんだけれども、やっていることは子どもを馬に乗せているわけだから、それを県がやる必要があるんですかと再度聞いたら、やはり、青少年育成は県にとって大変重要な仕事だと、そのやりとりで 20 分ぐらいやったり、こういうことは余り珍しくなくて、そういうことはよくあります。

意外にこれは、その担当者の頭の中には、青少年育成事業という 7 文字が入っていて、それに対する責任感は強固にあるんですけれども、中身が余り入っていないということです。そういうことを含めて割合多いわけです。

最後は我々がすべて実費はいただいておりますけれども、すべて参加者はボランティアでやっております。そうでないと、どうしてもお金をくれる人の言うことを聞くということになりますから、一切実費以上のものはいただいません。そういう原則でやっております。

1 ページ戻って 4 ページなんですけど、これが大体の進め方です。不要、必要、それから必要な場合には民間か行政か、この場合に、特に学者の方からよく聞かれることは、加藤さん、一体仕分けの基準というものはどうしているんですかということです。基準はありません。下に書いてある角丸の箱にあるような、この事業がなくなっても問題はないか。あるいは目的達成のための手段になっているのか。税金を使って実施すべき事業なのか。視点は幾つかありますが、それ以上の基準はありません。

それ以上の基準を構想日本でつくれば、構想日本がお役所に代わって中央集権的に事業をそのまま必要か不要か決めてしまうことになるわけですから、あくまでもそこにおける議論のプロセスから要不要を考えていこうということです。

そういう意味では、6 ページをもう一度見ていただきますと、一番最近から 2 番目の富士見市は埼玉県にあるベッドタウンですが、ここでひとつの試みをやりました。どういうことかと言いますと、評定者を全部市民にしました。こういうところで担当者や仕分け人が議論をする。議論を 30、40 分やって、周りに無作為で抽出して来ていただいた 30 人ぐらいの市民の評定者にその手を挙げていただく。

今の議論を聞いていて必要だと思うか、不要だと思うか、あるいはこれは民間でやった方がいいと思うかということで手を挙げていただく。これはなかなか面白かったです。市民の選び方というのは、市民にもいろいろな人がいますから、特殊利害関係者も結構いますから、選び方は難しいですけれども、この場合には無作為でやって、非常にこの人たちは先々週、その前でしたか、夏休みの初めの連休の初日だった日ですけれども、朝から晩まで来ていただいて一生懸命メモを取って、熱心にやっていただきました。

結果も非常に妥当で、先ほど申し上げましたように、やはり実際のやりとりを聞いていると、当事者意識を非常に強く持ってくれたと思います。これはなかなか面白い試みだったと思っております。

8 ページは、こちらの委員会の趣旨からすると、こういうものがひょっとして参考になるのかと思って、民間と仕分けられた事業の例を幾つか挙げてみました。後で御覧になっていただければと思います。

9 ページは滋賀県の高島市という琵琶湖の北、西の角、高島屋の名前の由来になった市ですが、そこで 262 億円、合併市ですから少し水膨れしていたものが、2 年間で 20 億、1 割近くの歳出削減をした例であります。

10 ページは、もともと最初に申し上げましたように、この事業仕分けというものは歳出削減を目的として始めたわけではありません。これをやっていると、いろいろな国と地方との関係あるいは財政支出をする背後にあるいろいろな仕組みが見えてきます。むしろ私としてはそちらが念頭にあったわけです。

その 1 つの例なんです、これは新潟県の例ですが、県が自主的に事業内容を決められないものです。例えば右の行は「地方労働」「農地」「農林水産」とあるように、事業ごとのくくりです。「農地」の一番上、●の 4 番目を見ていただきますと「●県営ほ場整備工事費（191）」というものがあります。その横に、根拠規定として「●土地改良事業関係補助金交付要綱、事業実施要項」というものがあります。

例えば、これについて県の担当者と議論していると、こういうものは実は余り必要ないんだとか、ここはもう少し本当は事業費が削減できると思うという意見がどんどん出てくるんです。では、なぜそれはやめたり削減したりしないのかというと、いや、それは実はこういう事業実施要項、交付要綱があって、国からの縛りがあって勝手に変えられない、言わばスペックを変えられないわけです。その結果 191 億円ということになる。もしそれを減らしたら補助金が来なくなる。あるいは交付税が使えなくなる。そういうことがあります。

これは最近、大阪府知事が時々発言したりすることとも重なるものですが、こういうものがあるわけです。ですから、荒っぽく言うと、この右側にある根拠規定をばっさり切って、これを 3 割なくせば地方の自由度は 3 割増える。3 割増えると多分お金は 4 割、5 割ぐらい減っていく可能性がある。そういう構図に、荒っぽくですけどもなっております。

更に、その 1 つの例です。これはひょっとして、こちらの委員会の参考になるかもしれません。

11 ページ、12 ページは同じような例を挙げているわけなんですけれども、12 ページで申し上げます。これは長野県の北の端にある栄村というところと、逆にずっと南に来た飯田の下にある下條村の 2 つの例です。

まず栄村ですけども、棒グラフの 11.1 とは何かと言うと、国が決めている道路構造令あるいは道路に対する補助基準に従って道路をつくると、この辺でも同じです。1 つの通りに入ると、大体幅 5 m ぐらいの生活道路、これは日本中同じです。生活道路というのは構想日本の試算ですと、大体 1 m 当たり 11 万 1,000 円ほどかかっています。田舎の生活道路には補助金はなかなか出ませんが、もしうまく出ると半分、5 万 5,000 円出ます。ですけども、半分出たとしても 5 万 5,000 円は村のあるいは町の自腹になるわけです。それで、5 万 5,000 円もこの栄村も下條村もないものですからいろいろ工夫をしました。

工夫をしたところ、栄村の場合には 11 万 1,000 円を 1 万 9,000 円で作ることができたことです。勿論そのためには幅 5 m を幅 3 m50cm にする、厚みを少し減らす、いろいろなことをやっております。ただ、それは村が、いや 5 m も要らない、3 m50cm でいいんだという、村が自分で考

えて、自分のモノサシで道路をつくったということですから、私はそれはそれで当然であり、必要なことだと、それが地方自治だと思っております。そういう工夫をしたところ、1万9,000円でできたわけです。

この下條村というところは、更に節約をして、村費で出したのはセメント、砂利という材料費だけで、あとは村民がボランティアで、自分たちで建設をしたところ、3,000円でできたという例があります。

こういうことを言うと必ず、いや、そんなことは田舎の話であって特殊な例だと言う人が多いんですが、決して特殊な例ではありません。千代田区のだ真ん中でもやろうと思えばできます。特に、住民がボランティアでということはなかなかどこでもということはいえないかもしれません。しかし、栄村のように工夫をして、自分たちが必要な幅、必要な強度の道路を自分たちで考えて、最低限のコストでつくるということは、日本中どこでもできる話でありますし、道路だけではないと思います。学校でも福祉施設でも、本当に部屋の縦、横、高さ、階段の1段の高さ、廊下の幅、何センチに至るまで決まっていることが多いわけですが、そんなことは必要ないと思いますし、それを決めると必ずオーバースペックになって、コストが余計にかかるということが非常に多い。

12 ページの下のところ、11.1 の下には「道路構造令／補助基準に従った場合」と書いています。それから、栄村の場合には独自のモノサシで、税金で建設業者がつくった場合。下條村の場合には独自のモノサシで、村民が工事をした場合で、こういう違いができたということです。

ですから、ここの独自のモノサシと、だれがやるかというところが事業費あるいは事業がそもそも必要かどうかというところで非常に大事な視点になると思います。

13 ページですが、これは先ほど少し申し上げました、結果的に職員研修・住民の意識改革にも随分なっているという感じがしております。「自治体職員の声」としては、事業本来の必要性を考えるきっかけとなった。もう十何年県庁に働いているけれども、こうやって一個一個事業が本当に必要なのかと考えさせられた、あるいは自分で考えて議論したことは初めてだったと、最初は随分、何でよそから来てがんがんやられるのかと不愉快だったけれども、とてもいい勉強になりましたと、夜に終わってビールなんかを一杯飲みながら話していると、こういう意見を随分聞きます。

それから、我々が悪役になることは全くいとわないんですが、しがらみの多い、県会・市会議員、北海道も同じことですが、どうしてもこれを付けてくれみたいな話はたくさんあります。そういうしがらみの多い補助金については、いや、事業仕分けをやって不要と出たので、そろそろ御勘弁くださいということにも使われているようですが、私はそれはそれで結構な話だと思います。

それから、事業内容をわかりやすく伝える工夫です。どうもやはり役所も型どおりの説明で余りきちんと伝えてこなかったという感想を持つ職員も多いようです。住民は、先ほど申し上げましたように、やはり行政に対する当事者意識を、参加した人は必ず強く持って帰ってもらっているようです。

時間がほぼ来ましたので、そろそろと思います。

そこから後は、14 ページは、国の事業仕分けというものは実は 2005 年の、この前の総選挙のときに初めて公明党と民主党がマニフェストに入れました。それ以来、小泉さんも実は神崎公明党代表の代表質問に答えて、事業仕分けをやるという答弁もしておりますし、行政改革推進法の中にも実は規定はあります。

そういうときに必ず役所の人が強く反対してくることは、公開の場でということなんです。公開の場でということが、いろいろ議論しているうちに情報の開示にも留意しつつという文章になったり、最後はそれも取れるわけですけども、実は公開の場と情報開示に留意するということは全く違うわけです。そんなやりとりもありましたが、先ほど少し申し上げました、去年の夏から半年間で自民党の無駄撲滅チームと一緒に 4 省についてやりました。

これは 15 ページですが、4 省の予算総額 28.4 兆円のうちの 91 事業、2.7 兆円分について事業仕分けをしました。4 省で約 3,500 億円が、広い意味での不要ということになりました。

17、18 ページは、そのうちの文科省でやったものの概要ですが、これは割愛いたします。

20 ページですけども、実は同じようなことをカナダで十数年前にやっております。クレティエン内閣というものが成立したときに、首相のリーダーシップでプログラムレビューということをやりました。これはほぼ内部でやったものですが、ほぼ似たようなもので、それをきっかけにして G 8 の中でもカナダは財政劣等生だったんですが、今や日本よりもはるかに財政状況は良くなっております。

最後のページですけども、事業仕分けをやっていくと、歳出削減だけではなくて官民の役割分担、それから行政内の役割分担、その中で更に国の地方に対するコントロール、具体的にどういものがどこに働いているかということ、二重行政がこういうところでたくさんあるということ、いろいろなものが出てきます。

そういう意味では、いわゆる行政財政改革あるいは地方分権のすべての起点になる作業だと考えております。

最後に、今日はいろいろな省の方も傍聴に来ておられるようですけれども、4 月の今までやってきた中で、日本のお役人というものはある意味では非常に真面目ですから、過剰な責任感を背負っているようなところがあると思うんですけども、過去 10 年、20 年やってきた事業を今の担当者が全部背負う必要は全くないわけなんです。

ですから、そこはやはり、戦後 50 年 60 年やってきたところで、違う人の視点を入れてもっと肩の荷を下ろして、一度こういう広い所で議論をして、勝手に議論してもらって見直すぐらいの感じになってもらった方が本当はいいんだろうと思っております。

現に県、市に行っても、最初は物すごく力が入っているんです。こいつらは何だみたいな、さあやるかみたいな雰囲気があふれているんですけども、やっているうちに若い人は本当にわかってきて、この国の 4 省についても、去年の夏から暮れまでやった後で、特に若い方を中心にして随分いろいろと取り寄せをしてくれたり、それ以外のところでも連絡をしてくれる人が増えております。本当に、もっと気楽にやったらいいのではないかと思います。

それから、我々も気をつけないといけないことは、仕分けをしているとだんだん、今度はこちら

がある種の正義の味方面をしたくなる場所があります。これはまた危険なわけですが。新聞とかテレビで朝から晩までそういう面をしているわけですが、絶対というものはないんだということだと思えます。絶対に正しい、絶対に必要だというものはないわけで、民主主義というものはプロセスを通して決めていくものですから、そういう意味で先ほどの栄村とか下條村のモノサシというものは非常に大事なんだと思えます。その場に置けるモノサシを大事にするべきではないかと思えます。

モノサシをこれが正しいというふうに決めると、どうしてもそれに依存しやすくなる。それを通してコントロールをしてしまう。それはもうしようがない面があるんだと思えます。ですから、極力絶対的なモノサシというものは外していかないといけない。そこから初めて自立とか当事者意識とかが出てくるんだらうと思っております。

最初のページに、妙なわかりにくい絵があります。「構造改革の本質＝公益とその担い手の変化」というものは、日本では公的なものは全部今まで官、公というものは本当はパブリックですし、官というものはガバメントですから、パブリック＝ガバメントではないはずなんですが、日本ではパブリック＝ガバメントだったんだと思えます。それを民が担うようにしていくということは、民営化ということではなくて、私はパブリックをパブリックが担うということだと思えますけれども、そういうことがこの事業仕分けという庶民参加型作業でもって随分できるということが実感です。

少し過ぎてしまいましたけれども、ここで終わります。ありがとうございました。

○落合委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまから質問、質疑に入りますけれども、その前に7月7日付けで新しく委員に就任されました足立区長の近藤やよい委員より、一言ごあいさつをお願いいたします。

○近藤委員 東京足立区の区長の近藤でございます。初めて皆様方にお目にかかる第1回目から遅参をいたしまして、大変お恥ずかしい限りでございます。心からおわびをいたします。

今回は私だけが新メンバーということで、あとの先生方は長い間議論を闘わせていらした方ばかりでございますので、今までの経緯をきちんと勉強させていただきまして、緊張感を持って臨ませていただきたいと思います。

一言だけ足立区のことをお話しさせていただきますと、歴代の区長が非常に経営の効率化ということに力を入れていらっしゃいまして、23区の中では職員が受け持つ区民の人数が足立区は182名ということで、都平均、23区の平均が124でございますので、その意味では大分人員の削減が進んでおります。

市場化テストにも早めに実施をしていこうということで、実は私は就任して2年になりますけれども、選挙の際のマニフェストで人員を更に15%削減ということをお願いしました。その前提には市場化テストの導入ということがあったわけですが、大々的に導入という直前で、いわゆる偽装請負の問題が都税事務所の方で出まして、私の方で想定していたのが、都税事務所よりも更に大きいスペックの事業でございましたので、これはとても実施ができないということで、ぎりぎりになって中断をしたという経緯もございます。

非常勤も入れるところは入れ、外部の指定管理者制度にも、できるところはすべて出していると

いう状況の中で、これ以上何をしていったらいいのかというところで、正直暗礁に乗り上げているような感じがございまして、そうしたところに今回、委員をとということで話をいただきまして、勉強させていただいて何とか突破していきたいという気持ちで臨んでおりますので、是非御指導いただけますようによろしくお願いいたしますと思います。

○落合委員長 それでは、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、加藤さんのプレゼンテーションをいただきましたので、自由に御質問、御意見を各委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○近藤委員 私から質問してよろしいでしょうか。

○落合委員長 どうぞ。

○近藤委員 最後に御説明をいただいた国の各省の事業について、例えば不要ですとか、今のまま不要という結論が出た項目事業について、この後きちんと見直しなり打ち切りなりができていくのかというところを伺いたしたいと思います。

私どもも区民評価制度に入っております。全事業について入れているんですけども、実際になかなかそれが廃止できるというところまで結び付いていないというところがあって、非常に徒労感に終わっている部分がありますので、評価を入れるということと事業の見直しというものはなかなか現実問題として結び付きづらいところがありますので、どうやってそれを整理して事業を切っけいっていかせるのかということをお教えいただけたらと思います。

○加藤代表 結論から言うと、それはまさに行政あるいは議会の責任であり権限であるところだと思っております。それに尽きるわけです。我々は何の権限も権力も持っていません。言わば勝手評価をやっているわけです。

先ほどの高島の例のように、我々はそれをある程度フォローはしています。高島では実際に1割の歳出を切ったわけですね。それ以外の自治体でも、随分これを基に歳出削減をしたところがあります。あるいは例えば新潟県の場合には主に歳出削減ではなくて、市町村に対する仕事の移譲をしていっています。それぞれどう使うかは違ってはいますが、それはまさに行政なり議会の仕事です。

○落合委員長 他にございますでしょうか。どうぞ、逢見委員。

○逢見委員 冒頭に土光臨調以来あるいは橋本行革以来長いことやってきて、しかし行革がまだまだ不十分と認識をされている。そういう中で加藤さんが自ら立ち上げた組織で、事業仕分けをされているわけですが、今までの行革の手法で何が問題だったか、あるいはこの事業仕分けのやり方が、従来の行革手法に比べてどこが優れているのかという点について、どのようにお考えでしょうか。

○加藤代表 一言で言うと、やはり現場サイドから見ていくということです。ですから抽象的な議論は一切抜きなんです。現場の事業一個一個を材料にしてやっていくというわけです。それをオープンな場所でやるということも今までなかったことだと思います。ですから、すべてさらされて見えるということです。

ですから、先ほどの近藤委員の話のように、それで実際に行政にどう使うかということになってきますと、我々は言うだけです。ある意味では非常に無力です。だけれども、その点に関して

はほかの審議会とか委員会でも、そういう意味でまた徒労感を持っておられるいろいろな審議会の委員の方も多いと思うんですけども、そこは同じなんだけれども、そこにみんなが見ただろうというような、逃れられない状況の下でそれをやっていく。ですから、当然我々は勝手に言っているわけではないですから、市の担当者が説明して、質問して、答えて、そのやりとりを住民、マスコミ、みんなが見て、場合によってはそれは次の日に報道されて、要らないというときには多くの場合、説明者側がどこかで答えに窮するわけです。我々が質問して行って、それに対して答えられないということは、元に戻ると要らないのではないですかということが多いわけです。

ですから、そういうやりとりの中から、例えば足立区長が、これは切りたいと思ったら、あの議論でこうだったんだからこれは要らないのではないかというふうに使いやすいとか、あるいは上からだけではなくて担当者も、ああいう議論の中で、これはそろそろやめてもいいのかという判断をする。使いやすいものということです。

少し例をお示しすると、事業シートというものがあります。これも6年も7年もやってきたものですから、その間で随分ある種の進化をしたところがあります。この事業シートというものの自体、我々が仕分けするときには、市と県と国でそれぞれ少しずつ違いますけれども、この事業シートに全部、事業ごとに中身を記載してもらいます。

大体役所の事業というものは、山のように資料をくれるんです。それぞれ役所がつくったものを我々はもらうわけです。ですけども、そこがスタートとして物事がなかなか見えない。そこから始まっていると私は思っています。ですから、この中に入れてもらうと全事業が比べられます。それから、事業によっては埋まっていない項目が出てきます。無理やり埋めたものはよく読むと、何か変なことを書いてあるということがすぐにわかります。ですから、この事業シートというものはひとつの工夫です。

これは文科省について去年の8月にやったもので、文科省の傍聴の方が来ておられたら苦い味がするかと思いますが、申し訳ないですけどもサンプルで持って来させてもらいました。これの4枚目の7ページと書いてある方で、これは「豊かな体験活動推進事業」と、実際には農村体験モデル事業というもので、大体10億円ほどのお金が付いていました。たしか結果としては、これは要らないのではないかという結論になりました。

8ページを開けていただきますと「具体的なやりとり 豊かな体験活動推進事業②」というところなんです。仕分け人、文科省、仕分け人、仕分け人と発言を簡単にまとめました。少し読んでみますと、仕分け人が「修学旅行であれば個人が全額負担しているバス代や宿泊代を、なぜ国が全額補助する必要があるのか。事業費10億円のうち6.6億円もお金がバス代と宿泊代に使われている」と発言し、担当者が「緊急かつ重要な課題だと考えており、また今は地方にやってもらっているので、このくらいのお金は必要と考えている」と、答えが往々にして具体性に欠けることが多いんです。

それから、次に「全額国庫負担で全国展開できるわけがない。モデルの3年の期限が終わればどんな良い事業も終わるだけ。金の切れ目が縁の切れ目だ」ということにならないかと、要するに全国でこれをやれない、何のためのモデルなんだということです。

次に、仕分け人が「文科省は『1週間農村に泊まる』ことを推進しているが、農家に1泊だけして他は宿泊施設という例もある。」だから宿泊代もかかっているわけなんです。「これでは修学旅行とほとんど変わらない」、追加して何をやる意味があるのか、更に「モデル事業は全国展開するために行うもの。モデルで行った事業が成功だったのか失敗だったのかの基準がわからない」。

それに対して「各学校が様々なことをしているのでそれぞれの指標を作っている」、結局指標はないというやりとりです。

更に③のところで「既に各校で平均7日程度の体験活動をしているなど、様々な取り組みが地域や学校で行われており、新たに国が行う必要性を感じられない」とか、仕分け人の質問というものは、我々がやる前に事前に現場の先生とか校長先生とか教育長、教育委員会の人に事情をかなり聞きます。ですから、かなり具体的なところまで聞くことができます。ですから、そこで結果的にですけれども、担当者よりも現場の実態をわかっていることが多いものですから、そういうことを公の場でやればおのずと結果が出てくるというところが、有効なことの主な理由かと考えております。

○落合委員長 どうぞ、前原委員。

○前原委員 ありがとうございます。私は加藤さんがこの事業を始められたときに総合研究所の社長をしておりまして、大変興味深い、よくこんなことに手を出す人がいるものだとびっくりしたのですが、その後の推移をいつも資料を送っていただいて拝見していると、実に地道に積み上げて来られていて、成果が上がってきているということで、敬意を表したいと思います。

特に、私の郷里の多治見市が、すぐにこれにお願いをしてやっていただいて成果が上がったということで、余計に関心を持ってまいりました。

それで1つ、2つお聞きしたいんですが、加藤さんのこのお仕事は本来は主計局とか決算委員会がきちんと機能すればできるはずなんです、日本は残念ながらそういうパフォーマンスのチェックをするということが全く予算執行においてなされていないという空白のところを加藤さんが補われた。これは大変なことだと思います。これからむしろ加藤さんがやっておられることを国のシステムの中にきちんとはめ込むということは、今、一番日本国としては求められていることではないかと感じております。

もう一つ是非教えてほしいんですが、この委員会でも市場化テストで四苦八苦しながら小さな細かいのを一生懸命やっています。結構抵抗に遭いながらやっているわけですが、加藤さんの目から見ているいろいろやってこられていて、こういう事業が市場化テストに合うのではないかというものがあつたら、是非また、今日だけではなくて将来も教えていただきたいと思います。

これまでのやり方は各省から出てくるものを行っているわけですが、これでははっきり言って進んでいけないと思います。ですから、別の切り口で是非アドバイスをいただければと思います。

以上です。

○加藤代表 よろしいですか。

○落合委員長 どうぞ。

○加藤代表 お答えが必要かどうかわかりませんが、最初の国の仕組みの中に組み込んでいくとい

うことは、私も全くそう思います。最初の御質問にもあったように、我々は何をやるのかと、勝手にやっているだけなんです。これでお金を儲けるわけでもないというよりも、むしろ1か所行くと実費以上に事前の調査というものは相当時間もお金もかかりますから、自腹を切って嫌がられることを勝手にやっているみたいな、徒労感と言うよりも、何感と言うのかはわかりませんが、そういう感じはよくします。

ですから、本来はこういうものは予算の査定でやる話ではないか、本来は予算委員会でやる話ではないか、本来は決算委員会でやる話ではないか、本来は地方議会でやる話だろうとか、それはそのとおりです。

ただ、それをやれないことが実態ですから、こんなことでもしてということによってやっておりますが、やはりどこかでこれはきちんと制度化をするというのか、ただ、私はこういうことは毎年毎年やる必要はないと思うんです。きちんとした査定というのか予算編成を行われるのであれば、こういうことは例えば10年20年に1回、たまったあかをどこかでばさっと切って、あとは日常的な予算編成をやっていく。ときどきばっと切るということではないかと思っています。

最初は議員なんかは、あの人たちは一体何をしに来るんだ、あの人たちに払う金は10万たりとも出させないとか言って息巻いている人が多かったんですが、最近は議員が随分来て、メモをとるようになりました。そういう意味では、それも一つの効果かと思っています。

それから、市場化テストの関係ですけれども、実際にやっていて、市場化テストというものはある事業に対して税金を使うのは使おうと、それはやろうと。ただし、それを行政が直接やると1億円かかる。市場化テストを通して外の民間の企業にやらせると7,000万円のできる。では、そちらにしようかということなんだと思います。

ここでやっている事業仕分けはそれ以前なんです。そもそも、その事業を税金を使ってやる必要があるかどうかです。我々はそちらなんですけれども、これをやっていると必ず、民間に委託したらどうという話はしょっちゅう出てきます。ですから、これをやるときに、この事業は必要となった上で、先ほどの議論からすると、次は市場化テストに回す話かなというのが、たくさんあることは事実です。

ですから、そういう意味で、今後国の事業仕分けをざっとやっていくことができれば、こちらの委員会にどんどん持って来ることはできるのかと、今、お話を伺っていてそういうふうになればいいなと思いました。

それから、少し長くなって恐縮なんですけれども、役所から持って来たものをチェックするということにならざるを得ないというのは、実は事業仕分けも同じです。全事業仕分けというものは全部やるわけですけれども、しかし、100事業、50事業を選ぶと、まず選ぶところでいろいろな配慮というのか、思惑と言うのか、いろいろなものが入ります。ですから、ごみみたいなものばかり持って来られて、これをやってくれと言われて、私がどこかでやったときに怒ったこともあります。こんなことをやるために私たちは2時間もかけてここに来たわけではないと怒ったことがあるんですが、やはり選ぶところは非常に大事です。

ですから、最近は選ぶプロセスにも我々はある程度関与することにしました。そうではないと逆

に、多分市場化テストも同じだと思うんですけども、仕分けをやった結果、全部ぴかぴかの事業だということになった、だからいいんだみたいな、逆お墨つきみたいな変なことになることもあります。

ですから、多分同じことなんだと思いますけれども、選ぶということは非常に大事ですし、何かの形でそこに参画するということが必要だと思います。

○落合委員長 まだまだ貴重な御体験につきましていろいろお話を伺いたいですけれども、予定の時間も超過いたしましたので、本日は本当に貴重なお話を、お忙しいところをおいでいただいて、我々に対してプレゼンテーションしていただいたことを大変感謝しております。今後ともまた機会を見つけまして、アドバイス等をよろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○加藤代表 こちらこそどうもありがとうございました。1枚、来月行く加西、大津、大阪の3つの案内を入れております。一度是非御覧いただければと思います。実際に御覧いただくと、なかなか面白いということがおわかりいただけるのではないかと思います。こちらこそ、今後ともよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

(加藤代表 退室)

○落合委員長 それでは、続きまして、刑事施設関連業務に係る措置に関する計画(案)の審議という議題に入りたいと思います。本計画案につきましては、これまで施設・研修等分科会で審議をしまいったわけですが、その結果につきまして、分科会の小幡主査より御報告をお願いいたします。

○小幡委員 それでは、資料2-1に基づいて御説明したいと思います。

それから、図の方が資料2-3というところでポンチ絵のようなものが入っておりますが、これの方がわかりやすいかと思います。

施設研修等分科会におきましては、刑事施設の業務についての民間委託ということで議論をまいりました。PFIで刑事施設については既に例があるわけですが、今回は既存の施設についての民間委託ということになります。したがって、既存の施設を使っているということから、民間事業者の方にもヒアリング等々をしながら法務省の方と話を詰めてまいりました。

その結果、平成21年度に入札を実施する事業として、入札単位が2つございます。1つが総務業務と警備業務の組み合わせの1つ入札単位、それから、教育・職業訓練業務を組み合わせたものがもう一つの入札単位となります。

資料2-3の図の方をごらんいただきますと、この職業訓練、一番左の下のところがございますが、給食、洗濯、清掃等は受刑者の職業訓練として受刑者を使用して実施するということになっておりまして、ここで教育・職業訓練業務の中に組み込まれて実施するということになっております。

そして、まず、平成21年の対象になる施設でございますが、そこに3つ掲げておりますが、いずれも地理的に本省から近く、調整とか検証のしやすい関東近辺の施設で、犯罪傾向の進んでいない受刑者を収容する男子施設あるいは女子施設としております。女子施設については、受刑者の過剰

収容による職員負担の増加が非常に課題となっておりましたので選定して、結果的に静岡の静岡刑務所、栃木の黒羽刑務所、岐阜の笠松刑務所ということでございます。黒羽刑務所の方は、実は総務・警備業務の方は既に近隣のPFI刑務所と併せてPFI事業により民間委託されておりますので、黒羽刑務所については今回の市場化テストでは教育・職業訓練業務のみが対象となっております。したがって、3つの刑務所の中から入札単位を2つに分けて組み合わせる事業を組み立てているということでございます。

契約期間は、本事業において民間事業者が整備する設備、機器等の耐用年数等を勘案いたしまして、7年ということになっております。

今後、これを更に拡大していくかということについて、これは平成21年度に入札を実施する事業の実施状況を検証して、更に平成23年8月までに検討するというようなことになっております。

これが概要でございますが、資料2-1をごらんいただきますと、その計画をつくる段階で課題として審議されたことがここでまとめてございます。

まず、資料2-1の1ページでございますが、そもそもどのような業務を民間事業者にやっていただけるかということで、実は民間事業者のヒアリングのところでも非常に刑事施設だということで、参入するに当たって職員の安全は大丈夫かと、そういう懸念の声が大分ヒアリングで聞かれました。

そこで、受刑者との接触が考えられるわけですが、民間職員の安全の確保についてどのような方策が考えられるかということで、法務省に検討をしてもらっております。

そこに【検討結果】とございますが、やはり安全確保の観点から、対象業務から外した方がよいであろう業務、例えば夜間、受刑者が手洗いなどに行くために鍵がかかっていないようなところにおける監視業務は民間に委託しないとか、②であります。接触はあるけれども実施方法等は今よりもかなり工夫するというので、接触をなくすことを可能にするとか、接触があるけれども刑務官がいるという状況をつくるなどの検討をしてもらいました。

あるいは最後の④でございますが、どうしても接触があり、かつ刑務官の配置がない場合、例えば1対1のカウンセリングなんていうものはどうしても残るわけでございますが、この④については監視カメラを設置するとか巡回警備を実施する、あるいは非常時の通報手段の確保等の方策を検討することによって、民間の職員の方の安全の確保が可能ではないかということになっております。

2ページ目に行きますと「(2) 入札等の実施予定時期」でございますが、やはりある程度準備期間が必要ではないかということで、当初先例のPFIと同様の6か月としておりましたけれども、設備・機器等の整備に係る工事期間もございますので、これを9か月にするということで、少し長めの準備期間を置くということにいたしました。

「(3) 入札単位」については、先ほど申し上げましたように、総務と警備を組み合わせる、職業訓練、教育を組み合わせるということです。総務と警備というものは相互に関連している業務が多いそうで、組み合わせることで兼務が可能で、より効率的な業務遂行が可能となるということでございます。職業訓練、教育等の業務でございますが、こちらは受刑者の問題に応じて、きめ細かな矯正処遇が実現できるということで、より組み合わせる利益が大きいだろうということでござ

いました。

「(4) 契約期間」は、先ほどもお話ししましたように、余り長期になりますと作業や職業訓練の内容の硬直化の可能性もありますので、整備する設備、機器等の耐用年数を踏まえて7年となっております。

「(5) その他」でございますが、実は女子施設は既に過剰収容状態になっておりまして、ここで民間事業者が果たして円滑に業務を実施して、創意工夫を発揮できるような環境を整えられるかという問題がございます。更に女子施設でありますと、女子職員でなければいけないという性別制限がありますと、なかなかそういう女子職員を用意するということが非常に難しいことも考えられますので、この辺りをどうするかという問題がございます。もう一つの問題は、黒羽刑務所については既にPFIで一部民間委託をやっておりますので、既存の業者に有利になるのではないかと問題がございました。

これらも検討いたしました。やはり過剰収容施設においても、今後速やかに可能な限り整備していただくということによって、民間の創意工夫が発揮できるような環境をできるだけ整えるということでございます。

それから、女子職員でなければいけないという業務をできるだけ減らし、要するに精査していった明確にして、なるべく余り多くしないということによって、例えば女性の刑務官がついていれば大丈夫とか、そういう工夫をしてこの性別制限についても対処できるのではないかと問題がございました。

黒羽刑務所の件も、既に総務・警備だけがPFIの対象となっているわけですが、今回は作業、職業訓練、教育業務でございますので、関連性はないのでPFI事業者によりになるとは考えられないということがございました。いずれにしても情報を開示することによって、入札の公正性、公平性は担保できると考えております。

こういうことで、施設・研修等分科会の審議の結果、刑事施設関連業務に係る措置に関する計画はこのようなものでまとめさせていただきました。

以上です。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、本計画案につきまして、小幡主査からの御報告のとおりで、監理委員会としては了承ということにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、異存がないようでありますので、監理委員会として異存はないということにいたします。

続きまして、登記関連業務に係る措置に関する計画(案)の審議であります。本計画案につきましては事務局の方からお願いします。

○山谷企画官 資料3になります。登記関連業務につきましては、基本方針の中で平成22年度までに全国の全登記所を対象にするということになっておりまして、入札自体は平成19年度から始まっておりますので、合計4年で全国を対象にするということになります。今年の入札が3年目と

ということになります。

具体的には、資料3にありますような計画を定めまして行っているところでございます。今回の変更分でございますけれども、同じ資料の2ページになりますけれども、上から3行目の「3. 平成21年度に実施する入札」という部分を加えまして、この中で入札手続とか業務の概要、あるいは契約期間、対象箇所などを追加するというところでございます。

業務の概要等は過去2年間からの変更はございません。大きく変わるところは、下から2つ目のところの契約期間ですけれども、これは昨年、委員会の了承をいただいております計画に従いまして、今年の入札分につきましては3年間ということにしております。

対象箇所につきましては、別紙3に具体的な箇所を記載しておりますけれども、今年は合計で148か所を対象にするということにしております。

参考までに、最後のページになりますけれども13ページを開けていただけるでしょうか。これは去年了解をいただきました実施期間の一覧表ということになっておりまして、今年につきましては上から3番目になりますけれども、21年度競争入札実施分ということでございます。

来年度の入札をもちまして、今、合計で登記所は約490か所あると聞いておりますけれども、最終的には統廃合の関係がありまして正確な数字はまだ決まっていないんですけれども、来年度は大体200を少し下回るぐらいの登記所について入札を新たに行いまして、一応全国の登記所が対象になるという予定にしております。

最終的にはここにありますとおり、原則として法務局あるいは地方法務局単位で入札をする仕組みにしたいという法務省の意向がございまして、平成25年度以降から法務局単位で行うことになっておりまして、平成24年度に全国で一斉に入札を実施するという予定になっております。

事務局からは、以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局から御説明がありましたこの計画案につきまして了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、本件につきまして、監理委員会として異存はないということにいたします。

更に続きまして、法務省の「登記簿等の公開に関する事務」の実施要項案の御審議をお願いしたいと思いますが、これは入札監理小委員会で樫谷主査の方で検討されてきたものでありますので、樫谷主査の方から御報告をお願いいたします。

○樫谷委員 資料4-1と資料4-2でございますが、資料4-1に従って基本的に説明したいと思います。

ただいま、事務局の方で御説明があったわけでございますが「平成21年度の登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)」の民間競争入札の実施要項(案)を審議いたしました。これは3度目でございますので、1度目、2度目の内容を受けて見直しをしたということでございます。

1ページの一番上の「1. 委託業務の内容及びサービスの質」というところがございますけれども

も、これは要求水準を2つにしております。1つは待ち時間、1つは満足度ということです。基本的に、これはどのように測定するかというと、利用者アンケートで測定するというようになっております。

ただ、この利用者アンケートの中身を見てみますと、待ち時間が長いという人は大体満足度が落ちるということになっておりますので、これを見た限り、待ち時間が長いところは自動的に満足度も低いということになりますので、待ち時間について二重に評価する形になってしまうということで、利用者アンケートの中身を二重にならないように修正をしていただきました。

それから、待ち時間10分、20分、30分、30分以上というものがあるんですけども、30分というものを使うのであれば年4回やるアンケートではなく、もう少し客観的な測定方法がないのかといったことについて検討すべきではないかという議論が出ました。今回はなかなか難しいけれども、今後検討いたしますということでありますけれども、委員会としても引き続き検討することを求めることといたしました。

それから、入札実施結果とか民間の業者の意見等を踏まえて必要に応じて見直す実施期間でございますが、これは先ほども御説明があったとおりでございますけれども、今回は合わせるということで3年としたということであります。それから、計画どおりであるということであります。

2ページの「3. 実務経験者等の配置」でございます。特別な業務であるので実務経験者等を配置する必要があるということでございます。特に1回目の実施要項につきましては、実務経験者の配置についてハードルが高かったということもありまして、特別なある1社以外はほとんど財団法人であったので、もう少し多様な参加者が参入可能なようにということで、実施経験者等の配置を2回目で見直していただきました。前回2回目につきましては、多様な民間事業者の参入が確保されましたということもありまして、今回もそのとおりということで、前回と同様の基準で最低必要人数を定めることといたしました。

「4. 落札者決定の評価基準」でございます。これも過去に見直しをいろいろ求めたんですけども、これにつきましても前回の2回目の入札で、多様な民間事業者の参入が確保されたということで、特別に評価項目とか配点とか基礎点あるいは加点等の見直しはしませんで、前年度と同様といたしました。

それから、前回多様な参加者が入ったということで、導入の段階で少し混乱が生じた、つまり待ち時間が少し増えてしまったということがありますので、研修について強化するようという実施要項になっております。

これにつきましては、研修というのはやれば切りがないということもありまして、どの程度するのがいいのかということで、実施要項などに記載していただきたいということです。余り過大になると民間事業者の負担が大きくなるということがありました。こういうことなんですけれども、これはそれぞれ局によって違うかもわからないということもありまして、【対応】の2番目の○のところを書いてありますように、研修の内容等につきましては入札説明会等で参考となる情報を提供することとしたということであります。

論点のところの3つ目でございますが、加点項目である自己モニタリングです。これは民間事業

者の創意工夫を引き出して、自己モニタリングが有効となるように、これが重要だと考えるような観点を明記するべきではないかということでございますが、明記をすることとしていただきました。

3ページの「5. 情報の開示」でございますが、これは曜日別とか時間帯別の事件数、取扱い数の動向が追加されましたけれども、民間事業者からは人員とか実施方法についてさらなる開示がほしいという意見が多数あることを踏まえて、改善を加える必要はないかという観点から検討いたしました。

あるいは業務量の変動につきましては注記を加えるほか、民間事業者の動向把握のための情報収集とか分析とか、職員配置の検討を行う上で参考となるような変動の背景にあると考えられるような事象について情報提供すべきだということです。あるいは業務量の変動要因である公用請求と言って、例えば税務署のようなところで季節でまとめて出るようなこともあるわけです。そのようなときの情報も記載すべきなのではないかということなんですが、これについてはそれぞれ地域によって違うということで、入札説明会とか現地説明会で詳細に説明することにしていただくということでございます。

最後の「6. 民間事業者との連携・協力」でございますけれども、実務経験者等の配置要件を前回少し緩和いたしましたので、今後ともしっかりと取組みが行われるように連携をうまくしてくださいということで、どのような対応を行ったのか、あるいは研修の実施報告につきまして、過度に詳細な報告を求めるとまた負担になるということでございましたので、これも対応していただきまして、昨年度は本省からちゃんと指示していただきまして、いろいろな協力を行っていただきましたが、今年度も同じようにやっていただきたいということであります。それから、研修の実施報告についてですけれども、これも負担とならないような簡易なものにするということでございます。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの榎谷主査の御報告のとおり、この実施要項案につきまして了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、異存がありませんので公共サービス改革法第14条第5項に基づいて、本監理委員会として了承ということにしたいと思います。

そうしますと、最後の議題ということで「各府省見直し案に関する今後の進め方」ということでありますけれども、これは冒頭に申し上げましたように非公開の審議で行いたいということでありますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(傍聴者退室)